

# 令和7年度 漁業就業促進研修受講生募集要領

## 1 研修の種類と内容

一級小型船舶操縦士 (第一種及び第二種)	<p>総トン数20トン未満の船舶の操縦士資格を取得するための講習です。なお、第二種は実技に関する講習と試験は免除されます。</p> <p>&lt;第一種の受講資格&gt;</p> <p>① 漁業就業者 ② 学科試験日に満17歳9ヶ月以上の年齢に達している方 ③ 身体検査に合格できる方</p> <p>検査内容</p> <p>I 視力 (0.5以上 (矯正視力可) の視力を有すること。片眼が0.5未満の場合もう片方の視野が150° 以上であること) II 弁色力 (夜間において船舶の灯火の色を識別できること。) III 聴力 (5mの距離で話声等を弁別できること。〈補聴器使用可〉) IV その他、国土交通省が定める所定の身体検査基準に達していること。)</p> <p>&lt;第二種の受講資格&gt;</p> <p>④上記(①～③)に該当する方 ⑤総トン数20トン未満の船舶において業として操舵に従事した期間が1年以上ある者</p> <p>なお、乗船履歴の審査は、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会北海道事務所において行いますので、審査手続きは、参加者各自で行っていただきます。</p> <p>※ 総トン数100トン未満の船舶において、業として船舶の操舵に従事した者は、期間が1年以上、そのうち総トン数20トン未満の船舶における操舵の期間が6ヶ月以上ある者。ただし、前述の期間が試験開始期日の前5年以内に含まれていること。また、一眼が見えない者にあつては一眼が見えなくなった後の期間が3ヶ月以上あると証明できること。</p>
潜水士	<p>労働安全衛生法に基づく潜水士の資格を取得するための講習です。</p> <p>&lt;受講資格&gt;</p> <p>・ 漁業就業者で、満18歳以上の方</p>
第二級海上特殊無線技士	<p>空中線電力10W以下(周波数1,606.5KHz~4,000KHz)及び50W以下(周波数25,010KHz以上)の無線通信業務及びレーダー操作業務に従事するために必要な資格を取得するための講習です。</p> <p>&lt;受講資格&gt;</p> <p>① 漁業就業者 ② 次の事項に該当しない方</p> <p>・ 電波法第九章の規定に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが無くなった日から二年を経過しない者 ・ 無線従事者の免許を取り消され、取り消しの日から二年を経過しない者 ・ 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者</p>

## 2 定員と研修期間

種 類	定員	研 修 期 間
一級小型船舶操縦士		
第一回 (第一種)	30名	令和7年7月28日～8月9日 〔学科講習：令和7年8月2日～8月6日〕 〔学科試験：令和7年8月7日〕 〔実技講習：令和7年7月28日～8月1日のうち1日間〕 〔実技試験：令和7年8月7日～8月9日のうち1日間〕
第二回 (第一種及び 第二種)	15名	令和7年11月4日～11月16日 〔学科講習：令和7年11月9日～11月13日〕 〔学科試験：令和7年11月14日〕 〔実技講習：令和7年11月4日～11月8日のうち1日間〕 〔実技試験：令和7年11月14日～11月16日のうち1日間〕
第三回 (第一種及び 第二種)	30名	令和8年2月9日～2月21日 〔学科講習：令和8年2月14日～2月18日〕 〔学科試験：令和8年2月19日〕 〔実技講習：令和8年2月9日～2月13日のうち1日間〕 〔実技試験：令和8年2月19日～2月21日のうち1日間〕
潜 水 士	10名	学科のみ 令和8年2月7日～2月12日
第二級海上特殊無線技士		
第一回	30名	令和7年11月18日～11月20日
第二回	30名	令和8年2月3日～2月5日

※研修日程については、実施準備の都合等により変更する場合があります。

## 3 受講申込方法

受講希望者は、別添の受講申込書(様式1)を、道内の漁業協同組合を経由のうえ、北海道立漁業研修所に申し込んでください。

〈参加申込書類〉

- |  |   |          |
|--|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研修受講申込書</li> <li>② 身上調書</li> <li>③ 推薦書 (道内漁業協同組合のもの)</li> </ul> | } | 様式は、両面印刷 |
|--|---|----------|

## 4 受講申込先及び研修の実施場所

〒041-1404 茅部郡鹿部町字本別540番地198  
 北海道立漁業研修所  
 TEL:01372-7-5111 FAX:01372-7-3042

## 5 受講者の選考

受講申込者が募集定員を上回る場合には、40歳以上の方を優先します。

## 6 受講者の決定及び通知

募集締切後、受講申込者の中から選考し受講者を決定します。

受講者を決定したときは、推薦のあった漁業協同組合を通じて本人に通知します。

## 7 研修受講に要する経費

受講者は、次表の受講経費（概算）を負担していただきます。  
また、納入方法については、受講決定通知のときにお知らせします。

種 類	合 計	内 訳					
		研修受講料	宿泊施設 使用料 ※ *3	食費	申請料等	教材費	その他 (光熱費等)
一級小型船舶操縦士 ※1							
(第一種)	112,000円	4,920円	1,330円	9,000円	82,350円	7,120円	7,280円
(第二種)	78,000円	4,920円	1,330円	9,000円	48,150円	7,120円	7,480円
潜 水 士	26,000円	4,920円	1,330円	9,000円	※2	3,000円	7,750円
第 二 級 海 上 特 殊 無 線 技 士	22,000円	2,460円	760円	4,200円	3,000円	4,000円	7,580円

- ※1 一級小型船舶操縦士(第一種)に係る実技講習期間の宿泊及び食費については、各自手配負担となります。  
 ※2 潜水士の申請料等(申請用紙送料、試験手数料：8,800円)は、各自手続きの際に負担してください(当所では申請手続きは行いません)。  
 ※3 宿泊施設使用料については、基本的に研修初日の前日に宿泊をしていただきますので、各研修日数+1日分となっています。  
 ※4 市町村民税が非課税となっている世帯に属する方等については、研修受講料の減免措置(1/2)があります。  
 なお、受講費用を主として負担する者が大規模な災害(知事の定めるものに限る。)により被害を受けた者である場合は、研修受講料(820円/日)及び宿泊施設使用料(190円/日)の免除措置があります。  
 詳しくは、漁業研修所までお問い合わせ願います。

## 8 その他

- ・本研修は、漁業研修所の寄宿舍に宿泊して全寮制で実施します。
  - ・本研修において受講者が概ね定員の半数に満たない場合は、研修を中止することがありますので、予めご了承ください。
  - ・募集に際しては、研修の種類毎に漁業協同組合等に通知しますので、最寄りの機関にご確認ください。
- ※ 研修又は募集の内容に関して、ご不明な点がございましたら、漁業研修所へお気軽にお問い合わせください。